

生涯を通じた

こころの健康づくり



—和歌山市の精神保健福祉—



和歌山市保健所保健対策課

〒640-8137

和歌山市吹上5丁目2番15号 2階8番窓口

電話：(073) 488-5117 (こころの健康対策グループ：業務紹介 P5～P8)

(073) 488-5163 (こころの医療福祉グループ：業務紹介 P9～P10)

FAX：(073) 431-9980

E-mail：hokentaisaku@city.wakayama.lg.jp

目 次

こころのバリアフリー宣言	1
こころの健康づくりについて	2
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について	3
保健対策課 こころの健康対策グループの業務	
精神保健福祉に関する相談	5
自殺対策	6
保健対策課 こころの医療福祉グループの業務	
精神障害のある方が利用できる社会資源について	9
精神障害者福祉に関する相談・問い合わせ窓口一覧	11
和歌山県内の精神科病院について	15



「こころのバリアフリー宣言」

～ 精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針 ～

この宣言は、平成 16 年 3 月に「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会（厚生労働省が設置）」が、こころの病について正しく理解するための指針としてまとめたものです。

【あなたは絶対に自信がありますか、こころの健康に？】

第1 精神疾患を自分の問題として考えていますか（関心）

- ・精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2 無理しないで、心も身体も（予防）

- ・ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- ・サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3 気づいていますか、心の不調（気づき）

- ・早い段階での気づきが重要です。
- ・早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4 知っていますか、精神疾患への正しい対応（自己・周囲の認識）

- ・病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- ・休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- ・家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

【社会の支援が大事、共生の社会を目指して】

第5 自分で心のバリアを作らない（肯定）

- ・先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・精神疾患や精神障害者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていないことから生じる単なる先入観です。
- ・誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

第6 認め合おう、自分らしく生きている姿を（受容）

- ・誰もが自分の暮らしている地域（街）で幸せに生きることが自然な姿。
- ・誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

第7 出会いは理解の第一歩（出会い）

- ・理解を深める体験の機会を活かそう。
- ・人との多くの出会いの機会を持つことがお互いの理解の第一歩となるはずです。
- ・身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

第8 互いに支えあう社会づくり（参画）

- ・人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共に作り上げよう。
- ・精神障害者も社会の一員として誇りを持って積極的に参画することが大切です。

こころの健康づくりについて

【こころの病は誰でもかかる可能性があります】

社会構造や人間関係が複雑化する現代社会の中では、多くの人がストレスを感じています。適度なストレスは健康的な生活に必要なものですが、過度なストレスはこころや身体の変調をきたす原因となります。

「眠れない」「食欲がない」「だるくてやる気がでない」といったことは誰でも経験することがあるでしょう。これらは自然に回復することもあります。"いつもと違う"状態が続く時は、早めに対応することで、こころの病気になるのを予防できます。

こころの病は誰でもかかる可能性があります。こころの病について正しい知識を持ち、適切な対応をとることで、早期発見、早期治療につながり回復も早くなります。

心配な症状が続く時は、かかりつけ医や精神科医療機関への受診、または保健所等へ相談しましょう。自分や家族だけで悩みやしんどさを抱え込まないことが大切です。

【こころの病について知ってください】

近年、こころの病に対しても、効果的で副作用が比較的小さいお薬が開発されています。「不眠（眠れない）」「抑うつ（気分の落ち込みが続く）」「幻聴（ないはずの音が聞こえる）」などの症状も多くの場合、外来通院による治療で改善できるようになりました。薬物療法に加えてカウンセリングなどの精神療法が有効な場合もあり、従来の入院中心の医療ではなく、「その人が望む地域で生活しながら治療を継続する」ことが当たり前になっています。

また社会生活や日常生活のしづらさとして「生活障害」が現れることもあります。生活障害は「人付き合いが苦手」「作業能力の低下」「思考の混乱（考えがまとまらない）」などの多岐にわたり、人によっても違いがあります。生活障害に対しては障害福祉サービスの利用などによる生活基盤の整備、ピアサポーター（当事者の仲間）との交流や社会生活技能訓練などのリハビリテーションなどが重要です。

こころの病について一番大切なことは、周囲の人々が正しい知識を持ち、理解することです。

あなたもこころの病について知ってください。そして周囲の人にも正しい知識を伝えてください。

**こころの病のある方が生き活きと暮らせる社会は、誰もがその人らしい生活ができる社会です。
こころ豊かに暮らせる地域社会を作るために、あなたもサポーターになってください。**

ご存知ですか

【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう手助けするのが「ヘルプマーク」です。



【My コミュニケーションカード】

自閉症、知的障害者、聴覚障害者、精神障害者等で自分の意思を相手に伝えることが難しい方が、イラストを指して、相手とコミュニケーションをとるためのカードです。

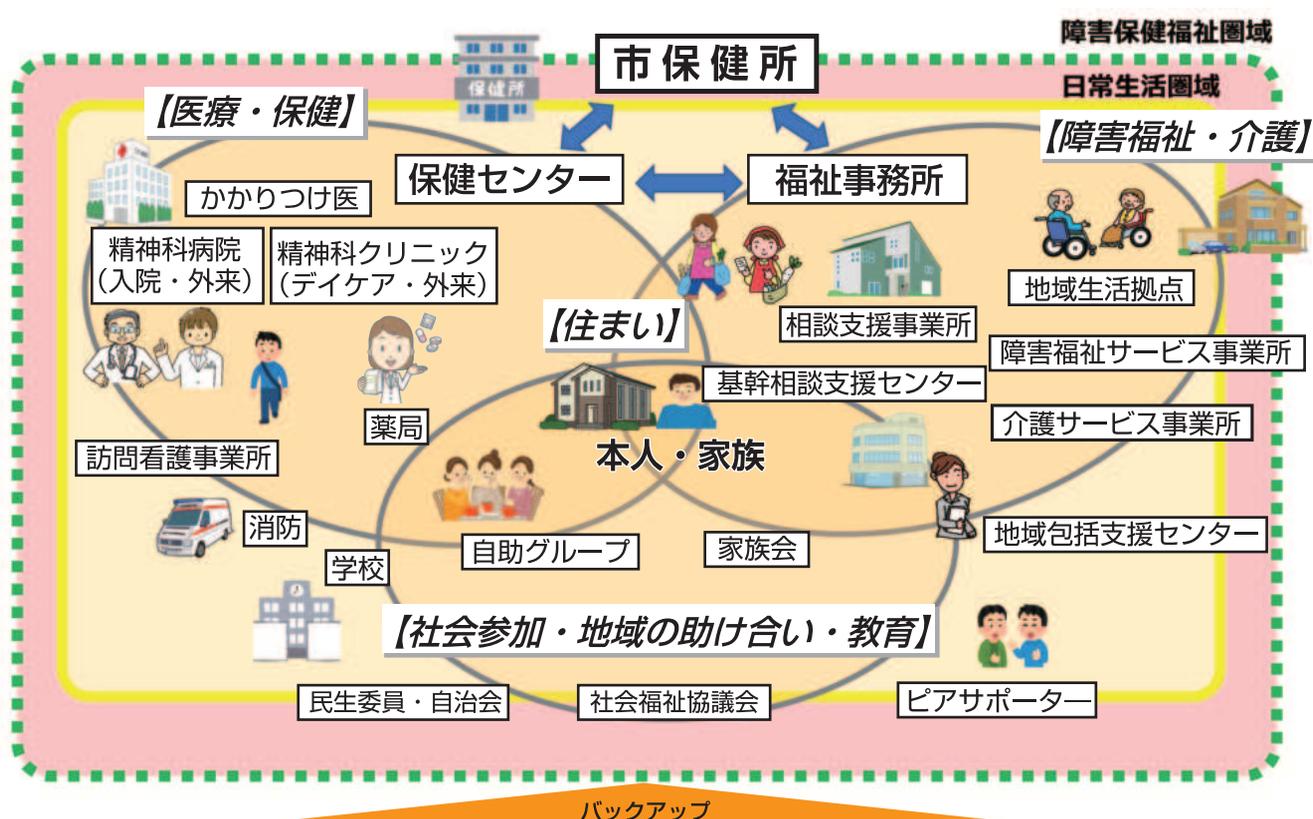


1-1 はい・いいえ 1-2 わかった
<イラスト例>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・保健、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）・地域の助け合い・教育などが包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。

具体的には、保健・医療・福祉関係者や障害当事者等が参加する自立支援協議会精神障害者部会の協議の場を通じて、精神科医療機関や地域援助事業者、保健所等との重層的な連携による支援体制を構築し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現にも寄与するよう取り組んでいます。



県障害福祉課、県精神保健福祉センターなど
(広域調整、精神科救急体制整備、通報対応、企画・調査研究、講師派遣等の技術協力、県設置の協議の場など)

図：保健対策課作成

取 り 組 み に つ い て

- 【協議の場】 和歌山市自立支援協議会精神障害者部会
- 【構 成 員】 和歌山市内の精神保健福祉分野で働く医療・福祉・行政機関等の関係者及びピアサポーター・家族会
- 【開催頻度】 年6回程度
- 【協議内容】 精神保健福祉分野に関する市内の地域課題を抽出し解決方法の検討を行う
- 【取り組み】 精神障害に関する普及啓発、精神科病院からの退院支援の促進、住まいの場の確保に向けた関係機関との話し合い など

○自立支援協議会

自立支援協議会は、和歌山市における障害福祉分野の課題を解決するため、相談支援事業所を中心とし医療・福祉・行政機関等が協議を行い、社会資源の開発や改善、施策の提案等を目指す場です。また、自立支援協議会には精神障害者部会・子ども部会・地域生活支援部会・就労部会・医療的ケア児支援部会が設置され、それぞれ専門の課題に取り組む場が設けられています。

○自立支援協議会精神障害者部会

和歌山市内の精神保健福祉分野で働く医療・福祉・行政機関等の関係者及びピアサポーター・家族会等が、精神保健福祉分野に関する市内の地域課題を抽出し、解決方法の検討を行っています。

○精神障害者アウトリーチ事業

保健所に寄せられる相談のうち、精神疾患が疑われる未治療や治療中断、ひきこもりの状況などで支援が必要な方に対して、精神科医と保健所相談員が家庭訪問等を行っています。本事業は、適切な支援や環境調整を行うことで、対象者や家族のストレスを軽減し、よりよい生活を送ることを目指しています。

○精神保健福祉家族教室

精神保健福祉家族教室は、こころの病のある方のご家族や精神保健福祉分野で働く支援者等を対象に開催しています。この教室は、ご家族や支援者等が日ごろのかかわりを振り返りながら、講義や演習を通して症状・治療・よりそい方等を学ぶことで、こころの病のあるご本人との生活や関係をよりよくすることを目的としています。

○精神保健福祉市民講座

こころの病や精神保健福祉に関連する問題について普及啓発を行い、市民の方々のこころの健康の増進を目指すために、市民講座を行っています。

○心のサポーター養成研修

こころの不調で悩む人をサポートするため、さらには、偏見のない暮らしやすい社会を作るために、メンタルヘルスの基本知識や聴く技術などを学ぶ研修を行っています。

保健所では、こころの病がある方、その周囲の方からの相談に応じるとともに、

- ・こころの病に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- ・こころの病がある方の権利を守るための活動を進めています。

保健対策課 **こころの健康対策グループの業務**

電話 073-488-5117 月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始をのぞく）

精神保健福祉に関する相談や訪問、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、自殺対策などに取り組んでいます。

来所相談のご予約や電話相談は、上記の連絡先までお願いします。

精神保健福祉に関する相談

【相談】

精神科医による定期的な相談のほか、随時精神保健福祉相談員や保健師による相談を行っています。個人情報には必ず守ります。家族、友人など周囲の方も相談できます。

※ご予約が必要です。詳細はお問い合わせください。

① 精神科医による定期相談

精神科医による、こころの病についての相談日を月2日設けています。受診の必要性や治療の方針、依存に関すること、ひきこもり、障害の理解などについて相談に応じます。

毎月 2回 13:00～15:00

② うつ病夜間相談

うつ病などのこころの健康問題について精神科医が相談に応じます。

毎月 第2水曜日 18:00～20:00

③ 精神保健福祉相談員や保健師による相談

精神保健に課題を抱える方のさまざまな相談に応じています。

例えば、こころの病に関する治療、社会復帰、社会参加等の相談

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の治療、家族関係の調整の相談

ひきこもりに関する相談 など

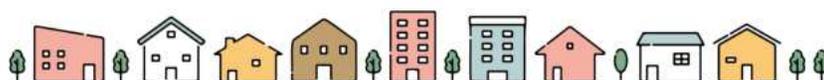


【訪問】

相談の内容によって、精神保健福祉相談員や保健師が訪問することもあります。

ご自宅への訪問、また、入院中の方へは医療機関への訪問などを、必要に応じて行っています。

また、精神障害のある方が、日常生活の中で精神科の医療が必要となった時には、場合により、精神保健福祉相談員が受診に同伴することもあります。



自殺対策

～誰も自殺に追い込まれることのない
いのち支える和歌山市の実現を目指して～

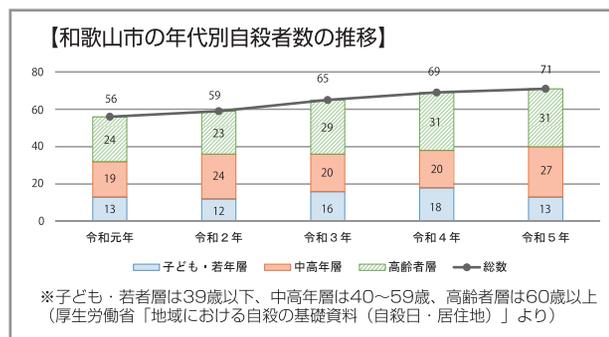
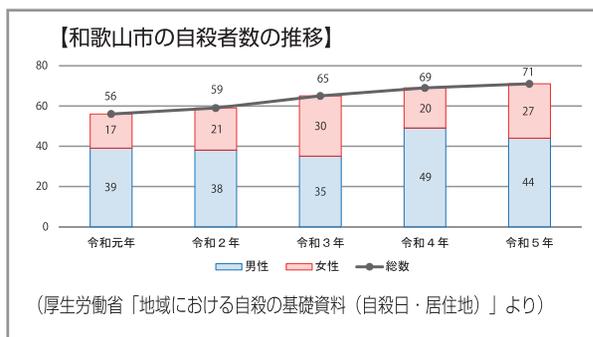
【自殺と和歌山市の現状】

★自殺はその多くが追い込まれた末の死です

ごく限られた人が特別な理由で自殺をしているのではありません。多くの自殺は「健康問題」「過労」「リストラ」「借金」「育児」「いじめ」「介護」等、現代社会が抱える様々な問題が複雑に関係し、追い込まれていくことが背景にあります。

★和歌山市の自殺の現状

和歌山市では、毎年70人前後の方が自殺で亡くなられています。



★自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多いと言われています

自殺を考えている人は、悩みながらも今までとは違うサインを発しています。家族や職場の同僚など身近な人たちがそのSOSのサインに気づくことが重要です。

自殺のサイン（自殺予防の10か条）

- ① **うつ病の症状に気をつける**
気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続くなど。
- ② **原因不明の身体の不調が長引く**
身体症状が長く続く場合は、うつ病の可能性も考えて受診をすすめましょう。
- ③ **酒量が増す**
不眠は飲酒によって改善しません。飲酒量が増えると抑うつ状態をより一層強めます。
- ④ **安全や健康が保てない**
今まで受けていた治療の中断やささいなトラブル、失踪などの行動が見られることがあります。
- ⑤ **仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う**
- ⑥ **職場や家庭でサポートが得られない**
- ⑦ **本人にとって価値のあるものを失う**
職、地位、家族、財産など。
- ⑧ **重症の身体の病気にかかる**
- ⑨ **自殺を口にする**
自殺をほのめかした場合は、自殺の危険性が非常に高くなっています。
- ⑩ **自殺未遂に及ぶ**
再び同じような行動に出ることも考えられます。

(厚生労働省編：職場における自殺の予防と対応)

【和歌山市の取り組み】

平成28年4月、自殺対策基本法が改正され、全ての市町村において自殺対策計画の策定が義務付けられました。和歌山市では、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置づけ、全庁的な取組として、総合的に自殺対策を推進するため、平成31年3月に「和歌山市いのち支える自殺対策計画」、令和6年3月に「第2期和歌山市いのち支える自殺対策計画」を策定しています。

詳細は、下記のアドレスまたは二次元コードからホームページをご覧ください。

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kenko_iryu/1001094/1005459.html



① ネットワークの強化

○和歌山市いのち支える自殺対策推進協議会

和歌山市の自殺の実情を踏まえた自殺対策を専門的見地から協議し、効果的に自殺対策を推進するための協議会を開催しています。

○和歌山市いのち支える自殺対策庁内連絡会議

全庁で「生きることの包括的な支援」に横断的に取組むため、庁内での連絡調整会議を開催しています。

○和歌山市G-Pネット（一般診療科医と精神科医の連携システム） 定着促進会議

一般診療科医（かかりつけ医）と精神科医が診療連携を行い、うつ病の早期発見・早期治療に努めています。

② 普及啓発事業

○いのち支えるポスターコンクールの開催

いのちの尊さ、人との繋がりの大切さが伝わる作品を募集しています。入選作品で作成した自殺対策啓発用ポスターや啓発グッズを各関係機関等に配布し、啓発を行っています。

○啓発活動

街頭啓発や、市報・市公式LINEやX（旧Twitter）等を活用し、市民に広く自殺対策やメンタルヘルスについての啓発や、相談窓口の周知等を行っています。

○和歌山市職員出前講座

市民の方に精神保健福祉に関する知識を高めていただくことを目的として、「こころの健康（ストレス）」「精神障害者の理解」「アルコール・薬物・ギャンブル等依存問題」「ゲートキーパー」の5つのテーマで職員出前講座を実施しています。出前講座を希望される方はまず、和歌山市役所広報広聴課（435-1009）にお電話ください。

③ 若年層対策

○児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

児童・生徒がいのちの大切さを実感できる教育に加え、社会において困難やストレスに直面した時や悩んだ時に、SOSを出し対処できるよう、児童・生徒のいのちを守るゲートキーパー研修を実施しています。

○若年層向け啓発

中高生・若者層を対象とした自殺対策にかかるパンフレットの配布などを行っています。

④自殺未遂者支援

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取り組みとして、医療機関から情報提供があった自殺未遂者に対し、ご本人・ご家族の了解のもと自殺企図の要因に応じた相談先を紹介するなどの支援を行います。

⑤人材育成

○ゲートキーパー養成講座

自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担える人材を養成するためのゲートキーパー養成講座を実施しています。

気づいてくださいこころのサイン ～誰もがいのちのゲートキーパー～

あなたは **ゲートキーパー** という言葉を知っていますか

ゲートキーパーとは、自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

何か特別な技術を持っている人ではなく、大切な人の近くにいるあなただからこそできること。
どうか、知ってください。
大切な人を自死で失わないために、あなたにもできることがあります。

気づき あなたの周りで「SOS」を発している人はいませんか？

うつ、死別体験、借金、過重労働、転勤、昇進、引っ越し、結婚、出産など生活の変化は悩みの大きな要因となります。一見、他人には幸せに見えることでも、本人にとっては大きな悩みになる場合があります。“眠れない”“食欲がない”“口数が少なくなった”など『いつもと違う』ことに気づいてあげてください。

声かけ 様子が“いつもと違う”人がいるとき・・・ まずは「声かけ」が重要です

悩みを抱えている人は、誰にも悩みを打ち明けられずにいる場合が多く見られます。

まずは話すきっかけをこちらから作ってあげてください。偶然に声をかけられることでふと我に返り、自殺を思いとどまることも少なくありません。

なんて声をかけていいかわからない…そんなときは。

「眠れてる？」「どうしたの？なんだか辛そうだけど…」「力になれることはない？」など、『心配している』ことを伝えましょう。

傾聴 「死にたい」と打ち明けられたら・・・

時間をかけて 話を聞く

- ・まずは話せる環境を作りしっかりと悩みに耳を傾けましょう。
- ・相手の「何とか助けてほしい」という気持ちを理解しましょう。
- ・相手のペースに合わせてせかさず、時には沈黙も共有しましょう。

話を聞いてもらうだけでも本人の気持ちは楽になります。

*話を聞いた後は「話してくれてありがとう」「大変だったね」とねぎらいの気持ち言葉にして伝えましょう。本人を責めたり、安易に励ましたり、相手の考えを否定することは避けましょう。

つなぎ 早めに専門家に相談するよう促す

一度話を聞いて相手の気持ちが楽になったからといって、問題解決とはいかない場合があります。その場合は、あなたがサポートしつつ、専門家や専門機関を紹介したり、相談するように勧めましょう。紹介する際は、相手のことを第一にできるだけ丁寧に言うようにしましょう。

見守り 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

つないだあとも、必要があれば相談にのることを伝えましょう。

保健対策課 こころの医療福祉グループの業務

電話 073-488-5163 月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始をのぞく）

障害福祉サービスについての相談、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の申請手続き、その他の各種施策の申請受付を行っています。

電話でのご相談は、上記の連絡先までお願いします。

精神障害のある方が利用できる社会資源について

【 障害者総合支援法 】

障害者総合支援法の障害福祉サービス体系は《自立支援給付》と《地域生活支援事業》で構成されています。

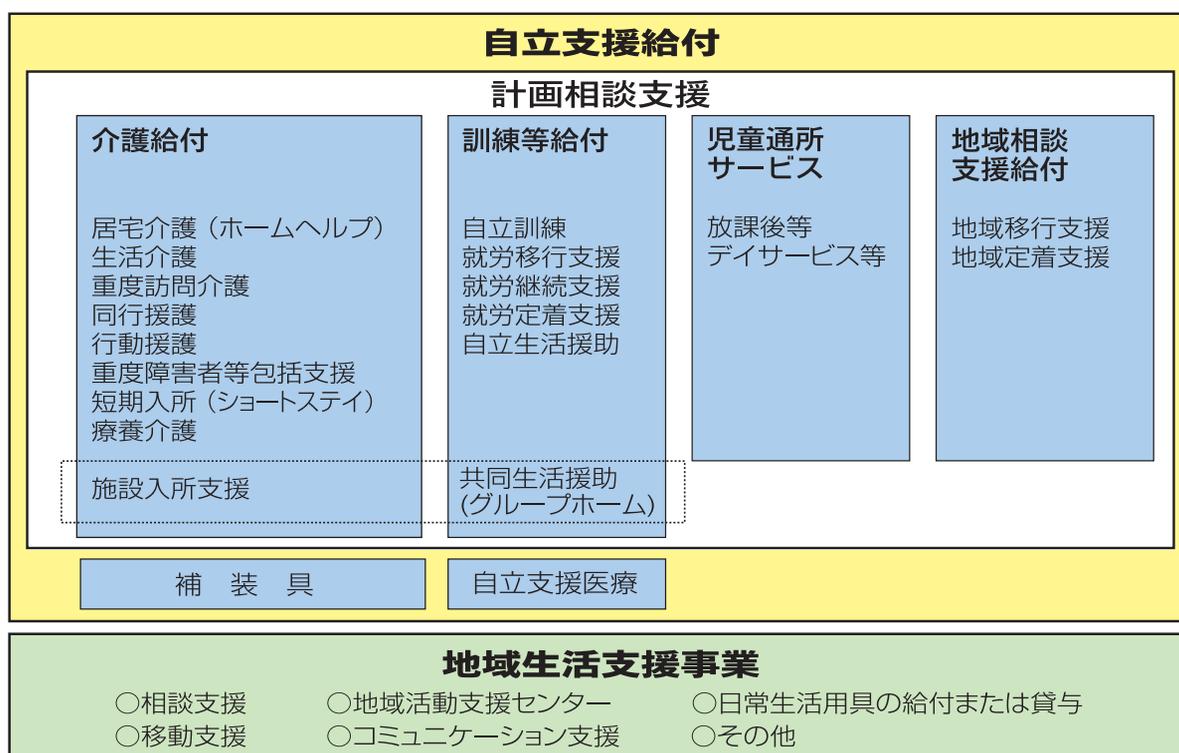
《自立支援給付》には「介護給付」「訓練等給付」「児童通所サービス」「地域相談支援給付」があります。また、計画相談支援給付が施行されたことにより、利用者が障害福祉サービスを利用するにあたり、相談支援事業所に相談できるようになりました。

《地域生活支援事業》は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性などに応じた柔軟な形態による事業を実施しています。

利用についての問い合わせ・相談

保健対策課 こころの医療福祉グループ〈電話073-488-5163〉です。

※身体障害や知的障害のある方は、障害者支援課が窓口になります。



【精神障害者保健福祉手帳】

平成7年から、精神障害のある方に「精神障害者保健福祉手帳」が交付されています。精神障害のために日常生活や社会生活に困難がある方が対象です。障害の程度により1級～3級の等級があります。手帳の有効期限は2年となっており、2年ごとの更新が必要です。

和歌山市内における精神障害者保健福祉手帳所持状況（和歌山県）

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和5年度	316名	1,723名	2,042名	4,081名

手帳の取得により等級に応じて所得税や住民税などの税制上の優遇措置が受けられます。公共施設の利用料の減免や災害時の避難行動要支援者登録制度などもあります。

手帳の手続きの窓口は保健対策課 ころの医療福祉グループ〈電話073-488-5163〉です。

令和7年4月1日より、JRグループにて精神障害者割引がスタート

「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第一種または第二種」の記載がない手帳※1、写真が貼られていない手帳※2、有効期限の切れた手帳は割引が適用されません。

※1保健対策課窓口にて、第一種または第二種のスタンプを押印します。

※2写真貼付の再交付申請には1か月程度の日数を要します。

*割引内容の詳細は、JRグループへ直接お問い合わせください。



【障害児者外出支援事業】

和歌山市では障害者手帳をお持ちの方を対象に、障害児者外出支援事業として、和歌山市内を運行する和歌山バスまたは公衆浴場のいずれかの利用券を助成しています。障害者手帳1、2級をお持ちの方には福祉タクシーの利用券の助成があります。

【重度心身障害児者医療費助成制度】

精神障害者保健福祉手帳1級を所持されている方で、一定の要件を満たす場合、入院・通院・調剤・補装具に係る保険診療の自己負担額と入院時食事療養費自己負担額の半額の助成を受けられる制度です。

【NHK放送受信料の減免】

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、NHK放送受信料の減免を受けられます。

手続きの窓口は保健対策課 ころの医療福祉グループ〈電話073-488-5163〉です。

*精神障害者保健福祉手帳以外の障害者手帳をお持ちの方は、障害者支援課が窓口になります。

【自立支援医療（精神通院）】

障害者総合支援法第52条に基づく精神科等の通院医療費公費負担制度です。指定の医療機関において、ころの病で通院医療を受けられた場合、自己負担額が1割となります。また、所得に応じて月額自己負担上限額が定められています。

手続きの窓口は保健対策課 ころの医療福祉グループ〈電話073-488-5163〉です。

精神障害者福祉に関する相談・問い合わせ窓口一覧

【 権利擁護 】

○福祉サービス利用援助事業

精神障害のある方などの権利擁護を目的として、自立した地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、通帳や証書などの預かりサービスを行う事業です。

問い合わせ先 和歌山市社会福祉協議会 地域福祉推進室 生活支援班

電話 422-2081

○成年後見制度

契約締結などの法律行為における意思決定が困難な精神障害のある方などについて、その判断能力を補い、本人が損害をうけないようにして権利を守るのが成年後見制度です。後見・保佐・補助があり、家庭裁判所から選任された成年後見人等が本人に代わって財産管理などの法律行為を行います。

問い合わせ先 和歌山市役所 高齢者・地域福祉課（高齢者・障害者成年後見センター）

電話 435-1053

【 ボランティア・ピアカウンセリング 】

○ボランティア

精神障害のある方が地域で安心した生活を送るために、ボランティアによる訪問等の支援をおこなっています。

○ピアカウンセリング

精神障害のある方のピアカウンセリング（仲間・当事者による相談等）の活動をおこなっています。

問い合わせ先 社会福祉法人一麦会 麦の郷和歌山生活支援センター

電話 423-2267

【 精神障害者家族会 】

○特定非営利活動法人和歌山市精神障害者家族会 「つばさの会」

精神障害のある方を支えるご家族が集まり、月1回例会を開催しています。

和歌山市精神障害者家族ピアサポート事業として、家族会会員が月に2回電話や面接で精神障害のある方のご家族からの相談に応じています。

また、精神障害に関する正しい理解のための普及啓発や家族ピア相談員の養成も行っています。

「心の家族電話相談」の連絡先・受付時間

電話・FAX 427-9073 毎月 第2・4木曜日13:00~15:00（祝日を除く）

電話 090-9876-6565 上記以外 11:00~17:00

【 障害者虐待についての相談 】

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されました。虐待は障害者の尊厳をおびやかし、自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対にあってはならないことですが、気づかないまま起きているおそれもあります。虐待を防ぐためには、住民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

障害者虐待防止法では対象者を身体障害、知的障害、精神障害のある人やそのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方と定めており、虐待を養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の3種類に分けています。虐待の例としては身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待があります。虐待に気づいたらすみやかに通報をお願いします。

和歌山市役所 障害者支援課（障害者虐待防止センター）

日中 8：30～17：15 電話 435-1060 FAX 431-2840

E-mail shogaishashien@city.wakayama.lg.jp

休日・夜間（上記以外） 電話 432-0001 FAX 435-1361

【 総合相談・相談支援事業 】

障害のある方の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。窓口として以下の6か所の事業所に委託しています。福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介などを行っています。

	事業所名	電話番号 (FAX 番号)	所在地	担当地区
1	相談支援事業所ヤマックス	451-5471 (414-2943)	松江東1丁目7-36	加太・西脇・木本・松江・湊・ 貴志・野崎・楠見・有功・ 直川・紀伊・山口・川永
2	相談支援事業所さくら	488-8016 (488-8037)	市小路30-1	
3	麦の郷 和歌山生活支援センター	423-2267 (488-6311)	三沢町2丁目23-3	本町・城北・広瀬・雄湊・ 大新・新南・吹上・砂山・ 芦原・宮・宮北・四箇郷・ 中之島・今福
4	相談支援事業所 シャローム	425-2406 (426-1044)	今福3丁目5-41	
5	相談支援事業所りん	479-3128 (479-3130)	森小手穂2-1	雑賀・雑賀崎・田野・和歌浦・ 高松・宮前・名草・三田・ 岡崎・安原・西山東・東山東・ 西和佐・和佐・小倉
6	地域活動支援センター櫻	444-2468 (446-6607)	塩屋3丁目6-2	

※担当地区以外の事業所にも相談できます。

【 各種専門相談機関 】

ひきこもりに関する相談

○保健所

和歌山市保健所では、ひきこもりに関するご相談を受け付けています。
詳しくはP5 「精神保健福祉に関する相談」 をご覧ください。

和歌山市保健所保健対策課こころの健康対策グループ

所在地 吹上5-2-15 電話 488-5117

○特定非営利活動法人エルシティオ

ひきこもりの状態にある方やそのご家族の相談支援を行っています。
また、ご本人の自立や社会参加をめざした支援、居場所の提供、ひきこもり支援機関のネットワークづくり、その他当事者・家族会活動の支援なども行っています。

特定非営利活動法人エルシティオ 所在地 手平6-112-1 電話 432-2170

○和歌山県ひきこもり地域支援センター 「こころの電話」

臨床心理士や精神保健福祉士、保健師などが電話や面接による相談をお受けしています。

和歌山県精神保健福祉センター内

所在地 手平2-1-2 和歌山ビッグ愛2階 電話 435-5192

平日 9:30~12:00 13:00~16:00

依存症に関する相談

○和歌山県依存症相談拠点「こころの電話」

アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症にお悩みの方やご家族からの相談にお答えするための窓口です。

和歌山県精神保健福祉センター内

所在地 手平2-1-2 和歌山ビッグ愛2階 電話 435-5192

平日 9:30~12:00 13:00~16:00

認知症に関する相談

○地域包括支援センター

認知症に関する相談は、各地域包括支援センターが主な窓口となります。

お住まいの場所によって担当地区が分かれています。詳しくは下記へお問い合わせください。

和歌山市役所 地域包括支援課 所在地 西汀丁36番地 電話 435-1197

○認知症疾患医療センター

認知症について専門医療相談や鑑別診断、医療機関との連携などを行っています。

和歌山県立医科大学附属病院内 所在地 紀三井寺811-1 電話 441-0776

高次脳機能障害に関する相談

○高次脳機能障害支援普及事業拠点機関

専用電話相談・研修・普及啓発など、高次脳機能障害に対する理解と支援が充実することを目的にしています。

和歌山県障害児者サポートセンター 障害者支援課内

所在地 毛見1437-218 電話 441-7070 445-7314

子どもの心身症などに関する相談

○小児成育医療支援室

新生児から中学校卒業までの子どもとその保護者の方に対して専門家による相談を行っています。面談に関しては事前に予約が必要です。

和歌山県立医科大学附属病院 小児成育医療支援室

所在地 紀三井寺811-1 電話 441-0808 441-0826

発達障害に関する相談

○和歌山県発達障害者支援センター ポラリス

発達障害者ご本人や、ご家族、支援者からの相談に応じ、日常生活に関するさまざまなことへの助言や情報提供・関係機関への紹介を行っています。

社会福祉法人愛徳園内 所在地 葵町3番25号 電話 413-3200

【 就労に関する相談 】

○公共職業安定所（ハローワーク）

障害のある方の相談窓口があり、障害に応じた職業の紹介を行っています。また、就労のための訓練事業を実施しています。

ハローワーク和歌山 所在地 美園町5-4-7 電話 425-8609

○障害者職業センター

障害のある方に対する職業相談・評価などのほか、就職や職場復帰の支援などを行っており、事業主に対しては障害者雇用のための相談や情報提供を行っています。

和歌山障害者職業センター 所在地 太田130-3 電話 472-3233

○障害者就業・生活支援センター

働きたいが自信がない、仕事を探しているが見つからないなど就労について悩んでいる方の相談に応じています。また、就労後にも相談や交流、学習の場として利用できます。

社会福祉法人一麦会 障害者就業・生活支援センター「つれもて」

所在地 美園町5-5-3 電話 427-3221

○若者サポートステーション

「働く」への一歩を踏み出したい15歳～49歳までの現在、お仕事をされていない方や就学中でない方の相談に応じます。個別面談や各種プログラムを組み合わせ、「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」をバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。

若者サポートステーションわかやま

所在地 本町1-22 wajima本町ビル4階 電話 427-3500



和歌山県内の精神科病院について

和歌山県で精神科の入院施設を備える病院は12病院です。また、入院施設はありませんが、外来診療のみ行っている病院が1病院あります。診療時間は医療機関によって異なりますので、事前にご確認ください。

施設名	所在地	電話番号
医療法人田村病院	和歌山市小倉645	073-477-1268
医療法人宮本病院	和歌山市塩屋3-6-1	073-444-0576
特定医療法人旭会和歌浦病院	和歌山市和歌浦東3-2-38	073-444-0861
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	073-447-2300
日本赤十字社和歌山医療センター※	和歌山市小松原通4-20	073-422-4171
医療法人郷の会紀の郷病院	伊都郡九度山町九度山113-6	0736-54-2288
医療法人宮本会紀の川病院	岩出市吉田47-1	0736-62-4325
国保野上厚生総合病院	海南郡紀美野町小畑198	073-489-2178
和歌山県立こころの医療センター	有田郡有田川町庄31	0737-52-3221
ひだか病院	御坊市藪116-2	0738-22-1111
紀南こころの医療センター	田辺市たきない町25-1	0739-22-2080
医療法人芳純会潮岬病院	東牟婁郡串本町潮岬417	0735-62-0888
医療法人両茂会岩崎病院	新宮市三輪崎1384	0735-31-7153

※ 外来のみ

○和歌山県精神科救急医療体制整備事業

下記の医療機関（紀北医療圏）では、休日及び夜間の精神疾患の急性発症患者及び増悪時等の外来受診と必要に応じた入院の受け入れを行っています。休日及び夜間において、受診を希望される場合はこれらの医療機関に事前に症状等を連絡の上、ご相談ください。なお、当番病院が変更になることがありますので事前にご確認ください。

月曜日	紀の川病院（岩出市）	0736-62-4325
火曜日	和歌浦病院（和歌山市）	073-444-0861
水曜日	田村病院（和歌山市）	073-477-1268
木曜日	紀の郷病院（九度山町）	0736-54-2288
金曜日	宮本病院（和歌山市）	073-444-0576
土・日曜日	県立こころの医療センター（有田川町）	0737-52-3221

和歌山県精神科救急情報センター 070-2281-1633

（平日 午後5時から翌日午前9時 土曜日・休日 午前9時から翌日午前9時）

和歌山県救急医療情報センター 073-426-1199